



様式第2号

令和5年11月9日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 市民目線の会

代表者名 平瀬 敬久

### 実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

### 記

1 期 日 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 参加者氏名

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 平瀬敬久 |  |  |  |
|      |  |  |  |

3 調査研究等の行き先及び内容

| 行き先                   | 内 容                             |
|-----------------------|---------------------------------|
| 坂戸市役所<br>3階<br>全員協議会室 | 坂戸市議会議員研修会<br>「議会のコンプライアンスについて」 |

4 概要

別添のとおり

# 坂戸市議会議員研修会実施報告

市民目線の会 平瀬敬久

1 日 時 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議会のコンプライアンスについて」  
株式会社廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

以下、箇条書きで記載する。

- （1）秩序を乱す議員へは懲罰を科すことができる。
- （2）なぜ坂戸市議会は懲罰を行わないのか不思議。懲罰を行うべき。
- （3）辞職勧告決議は懲罰できない場合に行うもの。また、辞職勧告決議は法に基づかない。辞職するかどうかは本人次第。
- （4）よって、政治倫理条例は今や5割の自治体が制定している。
- （5）「倫理」は内心の道德だが、「政治倫理」は議員の中立性、公平性、公正さも問われるため、もっと厳しい。
- （6）Facebook は誰に対してのものか？ Facebook を見るのは30代から40代の男性ビジネスマン。よって、市民全般へは訴える効果が薄い。若い方に訴えるにはInstagram や TikTok。
- （7）日高市議会で SNS での業者批判、議員批判に関し議員辞職勧告を受けたことを議会だよりに掲載したのは選挙への悪影響があるとして裁判が行われたが、辞職勧告は議員の身分には関わらないので高裁で控訴棄却されている。現在、最高裁へ上告され結審はしていないが、通常、議会の自律性に関しては裁判所は判断しない。
- （8）但し、その傾向は岩沼市議の裁判の判決から少し対応が変わってきている。  
「議会以外」との理由で名古屋高裁では損害賠償の判決も出ている。

(9) 議員の発言の自由は慣習法による。発言は「議会の品位を重んじなければならない」(標準議会会議規則151条)とされており、これを守らねば会議規則違反となり、懲罰を科すことができる。必要に応じて懲罰も必要。別に問題ない。好きなように懲罰を科せばよい。

但し、議会外の発言であれば懲罰は科せないで、その点は注意。

(10) 「不穏当発言」と判断するのは議会。よって、日高市議会では不穏当発言に当たるものが、坂戸市議会では不穏当発言に当たらないものもある。その逆もある。不穏当発言を決めるのは議会の自律権の範疇。そして、不穏当発言かどうかの判断は、単にその発言だけでなく、その議員の属性やそれまでの言動も関係する。各議会で判断して可。

(11) 国会議員と地方議員では発言に対する保障の違いがある。国会議員は憲法51条で免責特権があるが、地方議員には規定がない。地方議員には民事、刑事ともに責任が発生する。昭和23年6月16日に実例あり。

(12) 「不穏当発言」と「不規則発言」は別のもの。前者は、良識を有する者が発言しない発言。後者は、議長の許可に基づかない発言。ヤジはこれに当たる。

(13) 「不穏当発言」の該当基準は4つ。①無礼な発言、②他人の私生活にわたる発言、③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言、④基本的人権を侵害する発言(LGBT等)。このうち③は一発アウトである。「事実を立証してください」となる。

(14) 発言の取り消しに関しては、坂戸市議会会議規則64条に「本人の申し出で行う」となっている。本人が開き直ったり、「主観の違い」と言っても客観的にどうかが問題。地方自治法第129条に議長による発言取り消し命令や、他の議員による発言取り消し要求の動議がある。動議は法的に定められたものではないが、動議が出され過半数の賛成で可決すれば、議長も無視できない。

(15) (取り消された) 不穏当発言は配布用の会議録には記載しない。但し、原本は残る。原本に記載しないと公文書偽造である。

(16) 発言取り消し命令が行える期間は、総務省や市議会議長会と実務家では真逆の立場。議会の秩序を保つための取り消しであり、その日のみとするのは総務省や市議会議長会の考え。それに対して実務家は「会期中であれば可能」との考え。

だが、裁判で争わないとわからない。廣瀬講師の考えは、グレーな発言はその場では対応できず、会期中は取り消し可との考え。

(17) また、発言取り消し命令は、議長ではなく速記録を調査し、議運で協議の上、その答申を踏まえた上で議長が取り消し命令となると思う。

(18) 発言取り消し命令が「議長の職権乱用だ」という議員がいた。

訴訟になったが、最高裁で確定し「議員にその権限はない」となった。

但し、取り消し命令を逸脱、乱用していれば、それは無効となる。

よって、議長判断で市議会だよりに載せる、載せないを判断するのは全く問題ない。愛知県で判例ある。

(19) 議長の発言取り消し命令を聞かねば秩序違反。懲罰の対象となる。

(20) 発言取り消し命令では取り消しの効果は生じていない。発言をした議員が発言取り消しの申し出書を出し、議会が許可して初めて取り消しの効果を生む。

(21) 平成30年4月26日の最高裁判決で議長による発言の取り消し命令の権限は議場の秩序維持に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としており、司法審査の対象とはならず、議会の自律権の範囲となった。

(22) 閉会中に関しては発言の取り消しは、その日しか不可で、懲罰動議も議席中の8分の1以上で提出できるが、開会中しか受理できない。

(23) 発言の取り消しが許可されても、不穏当発言をした議員の責任は消滅しない。不穏当発言を行った議員へ懲罰を科すのは全く問題ない。

(24) 不穏当な言動への懲罰方法は2つある。1つは特定議員への侮辱に対するもので、これは地方自治法133条。特定な議員へでない場合は、議員定数の8分の1以上あれば懲罰できる。これにも該当しない場合は刑事訴訟や民事訴訟も可。

(25) 議場外における不穏当発言は懲罰の対象にならない。

(26) 執行部による不穏当発言は議員に準じる。但し、取り消し命令は出せない。安芸高田市長の例がある。議員にケンカを売っている。ホームページの動画が100万回再生されている。

(27) 議員の発言に対する法的責任は、正当な職務行為の場合、議員は責任は負わない。例えば、一般質問での事実の発言の場合、企業名や個人名を挙げても可。法的責任は問われない。但し、民事訴訟の可能性はある。

なお、事実でない誹謗中傷発言の場合、国家賠償法の対象となる。武蔵村山市の徳洲会の裁判の事例がある。徳洲会が負けている。逆に、菊池市議会での一般質問名誉毀損の事例は、国家賠償法適用とされた。その後に、議員への損害賠償請求となった。

(28) 懲罰は議会の秩序違反者に対する制裁。議会の自律権の範疇での秩序罰となる。なお、議会活動のみが対象。出席停止と除名のみ裁判所が介入してくる。但し、令和2年の岩沼市の事例があり、60数年振りに最高裁が考え方を変えた。

(29) 懲罰動議の提出要件は（議席定数の）8分の1以上。但し、侮辱の処分要求は一人でも可。また、除名の場合は、議員数の3分の2以上の出席で、その4分の3の同意が必要。懲罰動議は懲罰特別委員会に付託するのが一般的。付託省略は不可。

(30) 懲罰までもっていくのは大変。不穏当な言動をした議員からの自発的な取り消しや、話し合いで収めるのが妥当。発言者が納得できないなら議会では適切な処置を取らざるを得ない。

## 5 質疑応答

(1) インターネット中継の場合、不穏当発言があってもリアルタイムで中継されてしまう。開かれた議会としては、どう考えるべきか？

⇒国会でも生中継されている。仕方ない。あくまで（不穏当発言を削除した）会議録が正。ただ、情報公開請求されれば、要求により不穏当発言部分も公開される。

(2) 坂戸市議会では発言した議員本人が取り消さなくても、議長権限で取り消しできるよう（＝会議録に載せないよう）議会会議規則が改定されたが、それでも最終的には議員本人の発言取り消しが必要か？

⇒議長が発言取り消し命令を行なった場合は、改定後の議会会議規則に従って可（本人の取り消し不要）。

(3) 「坂戸市の目玉」との発言では、「目玉」は不穏当発言にあたるか？

⇒時代でも変わる（例：片手落ち等）。不快と思う市民もいる。不穏当と取り扱うべき。

- (4) 不穏当発言に関し、会派の問題もあり、政治倫理審査会が開けなかった。政治倫理審査会を開く場合、委員の選考はどうすべきか？

⇒政治倫理審査会は堺市でスタートしたが、贈収賄が対象のため、審査会の委員が議員ということとはあり得ないとの判断だった。それは贈収賄が原因だったため。もし議会の自律権で判断できれば議員でも可。議員では無理がある場合、例えば川越市のハラスメント問題では有識者と市民で構成された。中立的な判断を目的に議会以外の第3者で構成されたもの。

## 6 感想・所見

- (1) 私はコンプライアンスとは「法令順守」との意味合いで理解していた。よって、議員としてどのように法令順守していくか、どういった行為や発言が法令順守から逸脱したことになるかの講習だと思っていた。だが、講習内容はどうやって法令順守に取り組んでいくかというものとは大きく異なり、辞職勧告や懲罰に関するもの、そして、辞職勧告や懲罰を推奨するものを感じた。

- (2) 廣瀬先生には昨年度も講師に来ていただいたが、昨年度とは講習内容が真逆に感じた。昨年度、執行部は行政のエキスパートであり、行政のチェック機構である議会がこれに対峙していくには議員同士でいがみ合っても仕方がない、議会で団結して執行部に臨むべき、という意味合いのことを言われ、全く同感だと感じた。

一方、今回はなぜ坂戸市議会（議員への）懲罰を行わないのか、懲罰も辞職勧告もどんどんやるべき、という意味のことを言われた。これは議会としての団結を阻害するものであり、議会の分裂をあおるものである。なぜ、1年前と全く真逆の講習内容だったのか理解に苦しむ。

- (3) 1年前の講習では、廣瀬先生から以下3つの提言があった。

ア 議員間討議を公開し、会議録に残るようにする。

イ 予算編成過程の公表を執行部に求めていく。

ウ 議員の監査委員も予算決算常任委員会に出席できるようにする。

この3つ全て実施できていないのは恥ずかしい限りだが、この点についても廣瀬先生からのコメントをいただきましたかった。

- (4) 前回の講習は時間オーバーし、質問の時間は全くなかった。今回も講習後、残り時間の関係で質問はひとり1問までとされた。前回も感じたが時間が足りなくなるのは講師の時間配分の問題である。最初自虐的な冗談を長々と話し、結果、時間が足りず、後半の講義が急ぎ足となってしまった。これも前回同様である。

行政研究所の代表として、プロとして、講師料が発生しての講習である。決してアマチュアではない。プロとして時間配分を考えた講習を行なってほしい。誠に残念。また、過去、複数の講師が「多少時間をオーバーしても構いませんよ。質問には全て答えて帰ります。」との対応をされている。昨年度も今回もそのような対応はできなかったのであろうか。もし私が講師であれば、そういった対応を取る。

講習以後、電話やメールでの問い合わせは一切不可との司会者からの念押しがあった。だが、質問やそれへの回答は、以降の講義にも必ず役立つものであり、自分にプラス材料として返ってくるものである。なぜ、そのような対応が取れないのかも疑問である。これまで多くの講師は「いつでも質問してください」との対応を取っている。この点も残念。

(5) Facebook を見るのは、本当に30代、40代の男性ビジネスマンがほとんどなのだろうか。もしそこまで断言するのであればデータの根拠を示してほしい。データも示さずにそこまでの断言をすることには危険さを感じる。

(6) 発言取り消しを行なえるのは総務省や全国議長会は「その日のみ」としているのに対し、廣瀬先生は「会期中なら可」との独自の見解を示された。もと全国議長会の職員である廣瀬先生はなぜ、全国議長会とは別の見解を示されたのか。もし「会期中なら可」との考えがあれば、なぜ全国議長会の職員時代に議論し、全国議長会としての見解を改めるよう働きかけなかったのか、働きかけたが実現しなかったのか。そのあたりも確認したかった。

以上